

平成27年 5月13日

## お 知 ら せ

件 名

建設業者の法令遵守を推進します  
～「建設業法令遵守推進本部」の平成27年度の取組方針を決定～

## お知らせ内容

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」(本部長:北海道開発局長)を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、平成26年度の取組結果を取りまとめるとともに、平成27年度の取組方針を以下のとおり定めて、建設業者における法令遵守に取り組むこととしました。

## 【平成27年度の取組方針】

- 1 法令遵守を推進するための周知啓発活動
- 2 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施
- 3 社会保険未加入対策の促進
- 4 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実
- 5 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施
- 6 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 建設産業課	建設産業企画官	町田 千恵	011-709-2311 内線 5898
	北海道開発局 建設産業課	建設業適正 契約専門官	山内 聴	011-709-2311 内線 5895

平成27年5月12日  
北海道開発局

## 建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度毎に策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続きの適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、平成26年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が4月30日に示した「建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、平成27年度の北海道開発局建設業法令遵守推進本部の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

### 1. 平成26年度の取組結果

#### (1) 社会保険未加入企業対策の促進

社会保険未加入対策に関する取組について、様々な機会を捉えて関係団体や企業に周知するとともに、建設業許可、経営事項審査において未加入企業の確認・指導を実施。また、立入検査時には加入状況の確認とともに、下請企業への指導や標準見積書の活用状況についても確認を行った。

建設業許可部局（北海道開発局、北海道）、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構北海道ブロック本部、建設業関係団体等により構成される「社会保険未加入対策推進北海道地方協議会」を開催し、国土交通省における今後の社会保険未加入対策や、各団体における加入促進の取組状況について情報を共有するとともに、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」申し合わせた。（平成27年3月3日）。

平成26年8月1日以降、発注部局と連携して取り組んでいる直轄工事における社会保険未加入対策については、下請代金総額が3千万円以上の工事において、2次下請以下も含めて全ての者が社会保険に加入していることを確認した。

#### (2) 建設業法違反に係る調査・指導等

##### i 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

「駆け込みホットライン」（建設業法違反通報窓口）等へ寄せられた法令違反疑義情報等は、建設業法に関する質問、相談等も含めて42件であり、代金の支払いに関する相談などが主な内容である。

## ii 建設業者に対する立入検査の実施

実施件数は36件（大臣許可業者が26件、北海道知事許可業者が10件）。

〔内訳〕

- ・法令違反疑義情報や下請取引等実態調査結果等に基づく検査：24件  
うち2件は下請取引適正化の観点から北海道経済産業局と合同で実施。
- ・東日本大震災の被災3県における営業所での検査：2件
- ・北海道知事許可業者に対して北海道と合同で実施した検査：10件

## iii 監督処分・勧告の実施

監督処分件数：0件

文書勧告件数：8件

〔	契約書未作成	1件、帳簿書類未保存	3件	〕
	変更契約書未作成	2件、着工後契約締結	2件	

## (3) 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導

消費税転嫁拒否等の違反被疑情報：0件

## (4) 公共工事設計労務単価の引き上げに伴う影響の情報収集

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」による相談件数：0件

## (5) 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組

北海道知事許可業者に対し、北海道と合同で立入検査を実施（再掲）。

北海道労働局、日本年金機構、公益財団法人建設業適正取引推進機構と連携し、建設業者を対象に建設業法令遵守講習を実施（11月10日）。講習内容は建設業法令遵守ガイドラインの改定の周知、建設工事における安全対策、厚生年金保険への加入、建設業取引における紛争回避のポイント等。

## 2. 平成27年度の取組方針

### (1) 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令を正しく理解し遵守することが、元請下請間の取引の適正化や、適正施工を確保するうえで不可欠であることから、ホームページ等による情報提供や解説資料の配布、講習会の開催や講演等を通じて、関係法令の周知啓発を行う。

特に以下については重点的に実施。

- ・平成26年10月に改訂された「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底。
- ・「駆け込みホットライン」及び平成27年3月から運用を開始した「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の、より一層の周知と利用促進。

## (2) 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

下請取引等実態調査の結果や「駆け込みホットライン」「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる法令違反疑義情報、北海道開発局において問題と認識する事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていると認められる建設業者を選定し、立入検査を実施。違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。

東日本大震災の復旧・復興工事に関連する建設業者の法令遵守を徹底するため、被災3県における立入検査を実施する。

また、平成26年11月から実施している「安全衛生経費の確保に関する調査」を、引き続き実施する。

## (3) 社会保険未加入対策の促進

引き続き、建設業許可、経営事項審査において未加入企業の確認・指導を実施する。また、立入検査時には加入状況の確認とともに、下請企業への指導や標準見積書等の活用状況の確認・指導を行い、併せて平成27年3月25日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を周知する。

社会保険未加入対策推進北海道地方協議会等を通じて、社会保険未加入対策に関する取組について、関係団体や企業への周知啓発を図る。

平成27年4月1日から、直轄工事における未加入業者の加入指導等の対象が全ての工事に拡大されることとなったのを受け、発注部局や関係機関と連携して適切に対応する。

## (4) 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実

関係機関(北海道)や関係省庁と連携し、合同立入検査を実施する。

法令遵守講習については、公正取引委員会、北海道警察(暴力団対策)、厚生労働省(社会保険担当部局)等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

## (5) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

当該事業を所管する本省建設市場整備課労働資材対策室と連携し、円滑かつ適切に立入検査を実施する。

## (6) 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

引き続き、公正取引委員会、中小企業庁との連携を図りながら、消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導等を行う。